

人事行政の運営等の状況の公表について

令和6年10月

青森地域広域事務組合

～ 目 次 ～

1 職員の任免及び職員数に関する状況	1
2 職員の人事評価の状況	2
3 職員の給与の状況	3
4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況	6
5 職員の休業の状況	8
6 職員の分限及び懲戒処分の状況	9
7 職員のサービスの状況	10
8 職員の退職管理の状況	11
9 職員の研修の状況	12
10 職員の福祉及び利益の保護の状況	14
11 等級及び職制上の段階ごとの職員数	15

(注) 本公表における対象職員は、特に注意書きがない限り、一般職に属する職員であり、再任用職員、会計年度任用職員及び休職者を含み、臨時的任用職員、非常勤職員を除きます。

※目次「1 職員の任免及び職員数に関する状況」から「10 職員の福祉及び利益の保護の状況」までは、地方公務員法第58条の2に基づく報告について、同条第3項に基づき取りまとめた内容です。

※目次「11 等級及び職制上の段階ごとの職員数」については、地方公務員法第58条の3に基づく報告について、同条第2項に基づき取りまとめた内容です。

【関係法令】地方公務員法（抜粋）

（人事行政の運営等の状況の公表）

第58条の2 任命権者は、次条に規定するもののほか、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、職員（臨時的に任用された職員及び非常勤職員（短時間勤務の職を占める職員及び第22条の2第1項第2号に掲げる職員を除く。）を除く。）の任用、人事評価、給与、勤務時間その他の勤務条件、休業、分限及び懲戒、サービス、退職管理、研修並びに福祉及び利益の保護等人事行政の運営の状況を報告しなければならない。

2 人事委員会又は公平委員会は、条例で定めるところにより、毎年、地方公共団体の長に対し、業務の状況を報告しなければならない。

3 地方公共団体の長は、前2項の規定による報告を受けたときは、条例で定めるところにより、毎年、第1項の規定による報告を取りまとめ、その概要及び前項の規定による報告を公表しなければならない。

（等級等ごとの職員数の公表）

第58条の3 任命権者は、第25条第4項に規定する等級及び職員の職の属する職制上の段階ごとに、職員の数

を、毎年、地方公共団体の長に報告しなければならない。

2 地方公共団体の長は、毎年、前項の規定による報告を取りまとめ、公表しなければならない。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 総職員数

(単位：人)

区 分	条例定数	R5. 4. 1		R6. 4. 1		比較		R5. 4. 1 会計年度 任用職員	R6. 4. 1 会計年度 任用職員	比較 会計年度 任用職員
		a	()	b	()	b-a	()			
事務局	45	28	(2)	27	(3)	△1	(1)	17	17	0
消防本部	502	493	(37)	491	(38)	△2	(1)	1	1	0
計	547	521	(39)	518	(41)	△3	(2)	18	18	0

(注1) ()内は、再任用短時間勤務職員数(外数)です。

(注2) 会計年度任用職員の職員数は、パートタイム会計年度任用職員です。

(2) 部門別職員数

(単位：人)

部 門	R5. 4. 1		R6. 4. 1		比較		R5. 4. 1 会計年度 任用職員	R6. 4. 1 会計年度 任用職員	比較 会計年度 任用職員
	a	()	b	()	b-a	()			
総務・企画	7	(0)	7	(0)	0	(0)	1	1	0
民生	4	(1)	4	(1)	0	(0)	3	3	0
衛生	17	(1)	16	(2)	△1	(1)	13	13	0
消防	493	(37)	491	(38)	△2	(1)	1	1	0
計	521	(39)	518	(41)	△3	(2)	18	18	0

(注1) ()内は、再任用短時間勤務職員数(外数)です。

(注2) 会計年度任用職員の職員数は、パートタイム会計年度任用職員です。

(注3) 各部門の職員数は、総務省の定員管理調査の区分によるものであり、各部局等に配置されている職種区分とは異なります。

(3) 令和5年度職員採用試験実施状況

組合の職員は、関係市町村からの派遣職員と組合採用職員で構成されており、このうち組合採用職員の採用試験は実施しませんでした。

2 職員の人事評価の状況

(1) 能力評価

評価方法	評価期間において職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力が標準職務遂行能力に照らしてどうであるかを評価項目ごとに5段階の評語で評価する。
評価期間（評価基準日）	令和5年10月1日～令和6年9月30日（8月1日） 会計年度任用職員は、令和5年4月1日～令和6年3月31日（12月1日）
対象者	すべての一般職の職員
実施者数	574人 (内訳) 事務局 : 46人 消防本部 : 528人

(2) 業績評価

評価方法	職位に応じて当該ポストにある職員が、評価期間において具体的に果たすべき役割を個人目標の形で明確にして、そのプロセスや到達水準も勘案しつつ、それがどのくらい達成されたかを5段階の評語で評価する。
評価期間（評価基準日）	令和5年4月1日～令和6年3月31日（2月1日）
対象者	すべての一般職の職員（会計年度任用職員を除く）
実施者数	558人 (内訳) 事務局 : 29人 消防本部 : 529人

3 職員の給与の状況

(1) 人件費の状況（決算）

区分	住民基本台帳人口	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率(B/A)	前年度の人件費率
R4年度	人 291,981	千円 6,618,044	千円 212,887	千円 4,056,401	% 61.29	% 65.17
R5年度	人 287,308	千円 6,001,077	千円 227,784	千円 4,103,246	% 68.38	% 61.29

(注1) 住民基本台帳人口は、本組合を構成する市町村（青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町、蓬田村）の住民基本台帳人口の合計（各年度1月1日現在）の人数です。

(注2) 人件費には、退職手当組合負担金、共済費等を含み、児童手当を含みません。

(2) 職員給与費の状況（決算）

区分	職員数(A)	給 与 費				1人当たり給与費(B/A)
		給 料	職員手当	期 末・ 勤 勉 手 当	計(B)	
R4年度	人 566	千円 2,021,734	千円 586,852	千円 749,896	千円 3,358,482	千円 5,934
R5年度	人 578	千円 2,064,093	千円 574,780	千円 776,632	千円 3,415,505	千円 5,909

(注1) 職員手当には退職手当を含みません。

(注2) 職員数は、各年度4月1日現在の人数です。

(3) 平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況

①一般行政職

令和5年4月1日現在

区分		組合	国
一般行政職	平均給料月額	円 330,458	円 322,487
	平均給与月額	円 372,651	円 —
	平均年齢	歳 51.5	歳 42.4
消防職	平均給料月額	円 306,954	円 —
	平均給与月額	円 404,012	円 —
	平均年齢	歳 38.5	歳 —
技能労務職	平均給料月額	円 335,525	円 286,942
	平均給与月額	円 378,460	円 —
	平均年齢	歳 55.8	歳 51.2

(注1) 平均給与月額は、給料月額、扶養手当、住居手当、通勤手当、時間外勤務手当などを含みます。

(この内容に対応した国の平均給与月額は公表されていません。)

(注2) 再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員は含んでいません。

(4) 初任給の状況（一般行政職）

令和5年4月1日現在

区分		組合		国	
		初任給	採用2年経過日	初任給	採用2年経過日
一般行政職	大学卒	円 191,700	円 204,200	円 185,200	円 198,500
	高校卒	158,900	169,800	154,600	164,100
消防職	大学卒	219,200	233,300	—	—
	高校卒	181,100	195,100	—	—
技能労務職	高校卒	161,500	173,100	—	—

(注1) 再任用短時間勤務職員及びフルタイム会計年度任用職員は含んでいません。

(注2) 一般行政職の初任給等が国と異なっていますがこれは、青森県に準じているものです。

(5) 級別職員数の状況

① 一般行政職

令和5年4月1日現在

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	計
標準的な職務内容	主事技師	主事技師	主査	主幹	主幹	課長副参事	次長参事	局長消防長	
職員数	人 2	人 5	人 9	人 4	人 3	人 3	人 2	人 2	人 30
構成比	% 6.7	% 16.6	% 30.0	% 13.3	% 10.0	% 10.0	% 6.7	% 6.7	% 100.0

(注) 再任用短時間勤務職員及びフルタイム会計年度任用職員は含んでいません(②、③も同じ。)

② 消防職

令和5年4月1日現在

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	計
標準的な職務内容	係員	主任副主任	主査係長隊長	主幹分署長主査等	課長副署長	署長	
職員数	人 123	人 208	人 46	人 102	人 5	人 3	人 487
構成比	% 25.3	% 42.7	% 9.4	% 21.0	% 1.0	% 0.6	% 100.0

③ 技能労務職

令和5年4月1日現在

区 分	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	計
標準的な職務内容	技能技師 技能主事	技能技師 技能主事	技能技師 技能主事	技能技師 技能主事	主任技能技師 主任技能主事	
職員数	人 0	人 1	人 0	人 0	人 3	人 4
構成比	% 0.0	% 25.0	% 0.0	% 0.0	% 75.0	% 100.0

(6) 職員手当の状況

① 扶養手当、住居手当及び通勤手当

令和5年4月1日現在

区 分	組 合	国
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> 配偶者又は父母等 行政職給料表7級相当以下…6,500円 行政職給料表8級相当…3,500円 行政職給料表9級相当以上…支給しない 子…10,000円 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子 …1人につき5,000円を加算 	同 じ
住居手当	<ul style="list-style-type: none"> 借家、借間…限度額27,000円 	借家、借間…限度額28,000円
通勤手当	通勤距離が2km以上の場合支給 <ul style="list-style-type: none"> バスなどの利用者…限度額70,000円 自動車などの使用者 四輪自動車以外…2,000円～24,500円 四輪自動車 …2,000円～46,000円 	バスなどの利用者 …限度額55,000円 自動車などの使用者 …2,000～31,600円

② 特殊勤務手当及び時間外勤務手当 (令和5年度)

区 分	全 職 種	
特殊勤務手当	職員全体に占める手当支給職員の割合	81.6 %
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	60,000 円
	手当の種類	7 種類
	手当の名称	し尿処理作業手当、清掃業務手当、水質検査・塩素取扱手当、危険作業手当、火災出動手当、救急救助業務手当、機関員手当
時間外勤務手当	職員1人当たりの平均支給年額	236,400 円

③期末・勤勉手当の支給割合（令和5年度）

区 分	組 合		国	
	期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
年度計	2.45月分 (1.375月分)	1.95月分 (0.925月分)	2.45月分 (1.375月分)	2.05月分 (0.975月分)
前年度比	+0.05月分 (+0.025月分)	+0.05月分 (+0.025月分)	+0.05月分 (+0.025月分)	+0.05月分 (+0.025月分)

会計年度任用職員の期末手当支給割合は、年度計2.00月分です（勤勉手当なし）。

（注）（ ）内は再任用職員に係る支給割合です。

※ 人事院及び青森県人事委員会による給与改定に係る勧告等を勘案し、引き下げたものです。

④退職手当 令和5年4月1日現在

区 分	組 合		国	
	自己都合退職	定年退職		
勤続年数	20年	19.6695月分	24.586875月分	同じ
	25年	28.0395月分	33.27075月分	
	35年	39.7575月分	47.709月分	
	最高支給限度額	47.709月分	47.709月分	
定年前早期退職特例措置	2%～45%加算			
1人当たり平均支給額	該当なし		—	

（注） 組合では、組合採用の職員分として青森県市町村退職手当組合に加入しており、退職手当の支給割合は、青森県市町村職員退職手当組合退職手当条例に基づくものです。

なお、派遣職員については、退職時に派遣を解き派遣元において退職の発令・手当の支給を行います。

(7) 特別職の報酬などの状況 令和5年4月1日現在

区 分	報酬額	期 末 手 当
監査委員	日額 8,700円	なし

（注） 日額で、勤務の都度支給することとなっています。

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 一般職員の勤務時間の状況

地方公務員法第24条第5項の規定に基づき、条例で規定しています。

下記が一例となりますが、勤務する施設等の業務時間等により勤務時間が異なる場合があります。

区 分	隔日勤務者以外	隔日勤務者
1週間の正規の勤務時間	38時間45分	4週間を平均して1週間当たり38時間45分
勤務時間の割振り	1日につき7時間45分	8時30分から翌日8時30分までの間における15時間30分 ※週休日は、2週間につき2日以上、4週間につき8日
開始時刻	8時30分	
終了時刻	17時00分	

(注) 「隔日勤務者」とは、消防本部通信指令課及び消防署の職員（課長、署長及び副署長並びに消防長が指定する職員を除く。）をいいます。

(2) 一般職員の年次有給休暇

区 分	内 容
付与日数(1年間)	20日以内
繰越限度日数(1年間)	20日以内
平均取得日数(R5年度実績)	17.67日

(注1) 平均取得日数は、令和5年度中に育児休業、休職又は停職期間のある職員及び中途採用、中途退職、派遣期間のある職員は含んでいません。

(注2) 再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員は含んでいません。

(3) 特別休暇の取得状況(令和5年度)

区 分	期 間	取得期間	取得者(人)
公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	0	0
裁判員、証人等として国会、裁判所等に 出頭する場合	必要と認められる期間	0	0
骨髄提供者となる場合	必要と認められる期間	2	1
ボランティア活動に参加する場合	5日以内	1	1
結婚する場合	連続する7日以内(週休日及び休日を 除く)	25	4
出生サポート	5日以内(当該通院等が体外受精又は 顕微授精に係るものである場合に あつては、10日以内)	0	0
女子職員の出産	出産の予定日以前8週間(多胎妊娠の 場合は14週間)及び出産の日後8週間	0	0
職員が生後満1年6か月に達しない乳児の 授乳等を行う場合	1日2回 各60分以内の期間	0	0
妊婦の通勤緩和	勤務時間の始め又は終わりにつき、1 日を通じて1時間以内	0	0
妊娠中及び出産後1年以内の女子職員が健 康診査を受ける場合	・妊娠満23週までは4週間に1回 ・妊娠満24週から満35週までは2週間 に1回 ・妊娠満36週から出産までは1週間に 1回 ※それぞれ1回について1日の正規の 勤務時間の範囲内で必要と認められ る期間	0	0
妻が出産する場合	職員の妻が出産した日以降30日以内 において4日以内	62	18
育児参加をする場合	5日以内	54.7	15
負傷又は病気の中学校就学前の子の看護 をする場合	5日以内(養育する中学校就学の始期 に達するまでの子が2人以上の場合は 10日以内)	519.23	120
短期の介護をする場合	5日以内(要介護者が2人以上の場合 は10日以内)	7	2
親族が死亡した場合	親族に応じ連続する日数	238	87
配偶者、子及び父母を追悼する場合	回忌等の祭事や法事に対して1日	0	0
夏季における心身の健康の維持・増進等	6月から9月までの期間において4日以 内	1,955	493
災害により滅失等した住居の復旧作業等	7日以内	0	0
災害・交通機関の事故等により出勤が著 しく困難な場合	必要と認められる期間	0	0
災害時に退勤途上の身体の危険を回避す る場合	必要と認められる期間	0	0

(注) 再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員は含んでいません。

(4) 病気休暇の取得状況(令和5年度)

(単位:日、人)

区 分	期 間	日 数	対象者(実人数)
公務上の負傷疾病	療養に必要と認める期間	19	3
女子職員の生理	2日以内の期間	8.52	1
上記以外の負傷又は疾病	90日以内の期間(任命権者が特に必要と認めるものは180日以内)	1,241	28
計		1,268.52	32

(注1) 日数は、週休日を含む日数です。

(注2) 再任用短時間勤務職員、会計年度任用職員は含んでいません。

(5) 介護休暇の取得状況(令和5年度)

(単位:人)

区分	介護休暇 取得者数	要介護者数(職員との続柄別)							
		配偶者	父母	子	配偶者の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫	その他
職員数	1	1	0	0	0	0	0	0	0

(単位:人)

区分	介護休暇承認期間						
	計	1月以下	1月を超え 2月以下	2月を超え 3月以下	3月を超え 4月以下	4月を超え 5月以下	5月超え
計	1	0	0	1	0	0	0

(注) 介護休暇…配偶者等で2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合、連続する6月の期間内において必要と認められる期間取得できます。

5 職員の休業の状況

育児休業等の取得状況

(単位：人)

区分	令和5年度の取得者数			区分	令和5年度中に新たに育児休業が取得可能となった職員数			
	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間 勤務者数		育児休業 対象者数	うち育児休業 取得者数	うち部分休業 取得者数	うち育児短時間 勤務者数
男性職員	22	1	0	男性職員	30	19	0	0
	1	0	0					
女性職員	1	0	0	女性職員	1	1	0	0
	0	0	0					
計	23	1	0	計	31	20	0	0
	1	0	0					

- (注1) 育児休業…子が3歳に達する日まで休業することができます。
 部分休業…子が小学校就学の始期に達する前日まで、1日を通じて2時間以内で休業することができます。
 育児短時間勤務…子が小学校就学の始期に達する前日まで、条例等で定める短時間勤務形態での勤務となります。

- (注2) 上段は令和5年度に新たに取得した者の数
 下段は令和4年度以前から引き続いて取得している者の数

(1) 育児休業承認期間（令和5年度中に新たに取得した職員について） (単位：人)

区分	6月以下	6月超え 1年以下	1年超え 1年6月以下	1年6月超え 2年以下	2年超え 2年6月以下	2年6月超え	計
男性職員	22	0	0	0	0	0	22
女性職員	0	1	0	0	0	0	1
計	22	1	0	0	0	0	23

(2) 部分休業承認期間（令和5年度中に新たに取得した職員について） (単位：人)

区分	1年以下	1年超え 2年以下	2年超え 3年以下	3年超え 4年以下	4年超え 5年以下	5年超え	計
男性職員	1	0	0	0	0	0	1
女性職員	0	0	0	0	0	0	0
計	1	0	0	0	0	0	1

1日の部分休業取得時間（平均） (単位：人)

区分	30分以下	30分超え 60分以下	60分超え 90分以下	90分超え	計
男性職員	0	1	0	0	1
女性職員	0	0	0	0	0
計	0	1	0	0	1

6 職員の分限及び懲戒処分の状況

(1) 分限処分

分限処分とは、公務能率の維持及びその適正な運営の確保の目的から、一定の事由がある場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分をする権限を任命権者に認める処分であり、他方、職員の身分保障の観点からはその処分権限を発動し得る場合を限定したものです。

①分限処分の種類

- ア 降任 職員の現に有する職よりも下位の職に任命する処分のこと。
- イ 免職 公務能率を維持する見地から、職員をその意に反してその職を失わせること。
- ウ 休職 職員に職を保有させたまま、一定期間職務に従事させない処分のこと。
- エ 降給 職員が現に決定されている給料よりも低い額の給料に決定する処分のこと。

②令和5年度分限処分件数

令和5年度は、分限処分を行った実績はありません。

(2) 懲戒処分

懲戒処分は、当該公務員に職務上の義務違反、その他、単なる労使関係の見地においてではなく、国民全体の奉仕者として、公共の利益のために勤務することをその本質的な内容とする勤務関係の見地において、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、その責任を確認し、公務員関係の秩序を維持するため科される制裁であり、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うことにより、公務における規律と秩序を維持することを目的とする処分です。

①懲戒処分の種類（効果）

- ア 戒告 職員の服務規律違反の責任を確認し、その将来を戒める処分のこと。
- イ 減給 一定期間、職員の給料の一定割合を減額して支給する処分のこと。
- ウ 停職 職員を懲罰として職務に従事させない処分のこと。
- エ 免職 職員を懲罰として義務違反を行った職員の身分を奪い、勤務関係から排除する処分のこと。

②令和5年度懲戒処分件数

(単位：人)

事 由		種 類					合計	訓告等
		戒告	減給	停職	免職			
法令に違反した場合	法第29条第1項第1号	0	1	0	0	1	1	
職務上の義務違反又は職務を怠った場合	法第29条第1項第2号	1	0	1	0	2	4	
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	法第29条第1項第3号	0	0	0	0	0	1	
計		1	1	1	0	3	6	

(注1) 件数は令和5年度中に発令したもの。

(注2) 非常勤職員を含みます。

7 職員のサービスの状況

(1) 職務に専念する義務の免除

職員は、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならないものでありますが、例外的に法律又は条例に特別の定めがある場合には免除されます。

免除の状況に関するもの（令和5年度実績）

（単位：件）

区 分	許可件数	左の主な内容
研修を受ける場合	0	
厚生に関する計画の実施に参加する場合	106	定期健康診断、人間ドック等
任命権者の定める場合	0	
選挙事務への従事によるもの	2	青森県議会議員選挙、青森県知事・市長選挙
組合事務への従事によるもの	0	
国勢調査等への従事によるもの	0	
その他	125	消防吏員昇任試験関係、破傷風予防接種等
計	233	

(2) 営利企業への従事等の制限

職員は、管理者又は消防長（任命権者）の許可を受けなければ、商業、工業又は金融業その他の営利企業等の役員を兼ねること、自ら営利企業を営むこと及び報酬を得て何らかの事務又は事業に従事することができないこととされております。

① 制限される行為

- ア 営利企業等の役員を兼ねること。
- イ 自ら営利を目的とする私企業を営むこと。
- ウ 報酬を得て何らかの事務又は事業に従事すること。

② 許可の状況（令和5年度実績）

（単位：件）

区 分	許可件数	左の主な内容
営利企業等の役員を兼ねること		市の出資する企業の役員への就任等
自ら営利を目的とする私企業を営むこと	1	不動産の賃貸等
報酬を得て何らかの事務又は事業に従事すること		国民生活基礎調査等
計	1	

（参考）消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第10条の規定に基づき、消防団員との兼職を認めた件数・・・ 0件

（注）消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律第10条の施行に伴い、同法に基づく消防団員との兼職の承認を受けた場合は、地方公務員法第38条第1項の兼業許可を要しないこととされています。

8 職員の退職管理の状況

(1) 令和5年度職種別事由別退職者数

(2) 退職者(※1)の再就職状況

本組合において採用した職員に、令和5年度退職者はありませんでした。

(注1) 本組合への派遣職員は、退職時に派遣を解き派遣元で退職の発令を行うため、除いています。

(注2) 会計年度任用職員は、除いています。

(3) 退職管理制度について

組合では、当該制度については、青森市の規定を準用しています。

青森市においては、平成22年度に制定した「青森市退職職員の再就職の取扱いに関する要綱」に基づき、平成23年3月31日以降の退職者を対象に、退職後の営業活動等の自粛要請及び再就職状況の届出並びに再就職状況の公表について実施してきたところですが、平成26年5月に改正された地方公務員法及びそれに基づき制定した「青森市職員の退職管理に関する条例」並びに「青森市職員の退職管理に関する規則」に基づき、平成28年3月31日以降の退職者からは、新たな退職管理制度に移行しています。

【参考】退職管理制度概要

○再就職情報の届出及び公表に関する取扱い（青森市職員の退職管理に関する条例及び規則（組合準用）に基づく）

退職時職員区分	退職時職位	再就職情報の届出 (退職後2年間に再就職した場合)		再就職情報の公表内容	
		再任用の場合	再就職した場合	再任用の場合	再就職した場合
一般職員	課長級以上	×	○	氏名等	氏名等
	主幹級以下	×	○	件数	件数
再任用職員(フル・短時間)		×	○	×	件数

(注) 営利企業等以外への再就職者については条例に基づく届出及び公表の対象外ですが、職員の再就職に係る公平性、透明性を高めることを目的に、任意で再就職情報を公表します。

○退職管理に係る規制違反に対する罰則等（地方公務員法に基づく）

区分	規制違反の内容	罰則等
元職員による 働きかけ	元職員が現職職員に対して、働きかけをした場合 (不正な行為をするよう働きかけた場合を除く。)	10万円以下の過料
	元職員が現職職員に対して、不正な行為をするように働きかけた場合	1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
	職員が元職員の働きかけに応じて不正な行為を行った場合	1年以下の懲役又は 50万円以下の罰金
	職員が元職員から働きかけを受けた事実を人事委員会(公平委員会)へ届け出なかった場合	懲戒処分の対象
再就職 あつせん	職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることを要求・依頼した場合	3年以下の懲役
求職活動	職員が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業の地位に就くことを要求し、又は約束した場合	3年以下の懲役

9 職員の研修の状況

研修実績（令和5年度）

（単位：人）

事業区分	実施区分	研修名	対象職員	実績
必修研修	階層別研修	新任主査級職員研修（主査級職員の役割）	R5年度新任主査級職員	3
		新任主査級職員研修（接遇）	R5年度新任主査級職員	3
		新任主査級職員研修（リーダーシップ）	R5年度新任主査級職員	3
		新任チームリーダー職員研修（新任チームリーダーとしての役割と責任・防災のしくみ・会計・公務員倫理）	R5年度新任チームリーダー	1
		新任チームリーダー職員研修（クレーム対応）	R5年度新任チームリーダー	1
		新任チームリーダー職員研修（メンタルヘルス・ハラスメント）	R5年度新任チームリーダー・二年目チームリーダー	2
		新任チームリーダー職員研修（マネジメント）	R5年度新任チームリーダー	2
		新任チームリーダー職員研修（人事評価）	R5年度新任チームリーダー	1
		新任課長職員研修（課長の役割・防災のしくみ）	R5年度新任課長職員	1
		新任課長職員研修（リスクマネジメント）	R5年度新任課長職員	1
		新任課長職員研修（マネジメント）	R5年度新任課長職員	1
		新任課長職員研修（人事評価）	R5年度新任課長職員	1
		管理者研修	課長級以上の職員	8
		再任用職員研修	R5年度新任再任用職員	2
必修研修-小計				30
自己啓発研修	国実施	e-ラーニング	希望者	14
	県実施	認定調査従事者新任研修（オンデマンド）	介護認定審査会チーム新任職員	3
	県実施	介護認定審査会委員研修（オンデマンド）	介護認定審査会チーム新任職員	2
	その他外部機関実施	公務災害事務初任者研修	公務災害事務担当者	2
	その他外部機関実施	建物総合・自動車損害共済事務研修	損害共済事務担当者	1
	その他外部機関実施	退職手当組合事務担当者研修	退職手当組合事務担当者	1
自己啓発研修-小計				23
部内研修	消防本部	総務省消防庁での業務／総務省消防庁の災害対応	消防本部職員	56
		消防大学校第69期幹部科を終えて／消防大学校第86期救助科を終えて	消防本部職員	28
		職員全員が働きやすい職場づくり（女性消防吏員活躍推進研修）	消防本部職員	82
		防災ヘリとの連携について／大規模災害等のヘリ連携	消防本部職員	55
		災害時における広聴広報について	消防本部職員	35
		昇任者研修	消防本部職員のうち当該年度に昇任した者	108
		初任科修了者研修	消防本部職員のうち当該年度の消防学校初任教育修了者	21
		※予防セミナー（全5回）	消防本部職員	
		違反是正推進に係る実務研修	消防本部職員	7
		※火災調査事例発表会	消防本部職員	
		チェーンソー取扱い等に係る特別研修	消防本部職員	16
		※テールゲートリフター取扱い等に係る特別研修	消防本部職員	
※解毒剤自動注射器取扱い研修	消防本部職員			
部内研修-小計				408

事業区分	実施区分	研修名	対象職員	実績
派遣研修	実務研修	総務省消防庁（R5年4月派遣）	消防本部職員	1
	実務研修以外	青森県消防学校（R4年4月派遣）	消防本部職員	2
		防災航空センター（R5年4月派遣）	消防本部職員	1
	資格取得研修	潜水士	消防本部職員	2
		2級小型船舶操縦士	消防本部職員	4
		小型移動式クレーン	消防本部職員	2
		クレーン玉掛	消防本部職員	2
		大型自動車免許	消防本部職員	2
		衛生管理者	消防本部職員	1
		救急救命士養成研修	消防本部職員	3
派遣研修-小計				20
学校研修	消防大学校	救助科	消防本部職員	1
		幹部科	消防本部職員	1
		指揮隊長コース	消防本部職員	1
		査察業務マネジメントコース	消防本部職員	1
	青森県消防学校	初任総合教育	消防本部職員	21
		初任総合教育救急科（現任職員向け）	消防本部職員	5
		救助科	消防本部職員	2
		中級幹部科	消防本部職員	3
		警防科	消防本部職員	4
		予防査察科	消防本部職員	3
		危険物科	消防本部職員	3
		火災調査科	消防本部職員	2
学校研修-小計				47
合計				528

（注1） 必修研修は、青森市が実施しているものに、職員が出席したものです。

（注2） 出席した研修のうち、「※予防セミナー（全5回）」及び「※火災調査事例発表会」については、オンデマンド形式で開催したこと、「※テールゲートリフター取扱い等に係る特別研修」及び「※解毒剤自動注射器取扱い研修」については、当日参加を含む希望する職員全てが出席したことから、出席人数を把握していないため、この表には含んでいません。

10 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 健康診断等の状況（令和5年度）（単位：人）

区分	項目	受診者数
定期健康診断	身体測定・視力・聴力・診察	720
	胸部X線	720
	心電図	414
	尿検査	720
	血圧	720
	血液検査	720
特殊健康診断		6
希望者検診	人間ドック（基本）	262
	人間ドック（肺）	12
	人間ドック（脳）	25
	人間ドック（女性）	6
雇入時健康診断		0
計（延べ）		4,325

(2) 公務災害の発生状況（令和5年度）（単位：人）

	申請件数	認定件数	不認定件数	継続審議件数
公務災害	8	7	1	0
通勤災害	0	0	0	0

(3) 職員互助会の設置状況（令和5年4月1日現在）

組合では、独自で職員互助会を設置しておらず、派遣職員は、派遣元の互助会に加入しています。

(4) 青森県市町村職員共済組合の給付事業（主なもの）

事項	内容
結婚	-
死亡	埋葬料
病気・けが	療養費
災害	災害見舞金
出産	出産費
入学・卒業	-
永年勤続	-
育児休業	育児休業手当金
介護休業	介護休業手当金
病気休業	傷病手当金

(5) 勤務条件に関する措置要求の状況

令和4年度末からの継続している措置要求、令和5年度に発生した措置要求は、いずれもありませんでした。

(6) 不利益処分に関する審査請求の状況

令和4年度末からの継続している審査請求、令和5年度に発生した審査請求は、いずれもありませんでした。

1 1 等級及び職制上の段階ごとの職員数（令和6年4月1日現在）

（注）会計年度任用職員を除く

行政職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計（人）	合計（％）	職名	職名（人）	職制（人）	職制（％）	職制段階
1	主事又は技師の職務	2	6.4	技師	2	9	29.0	主事級
2	高度の知識又は経験を必要とする主事又は技師の職務	7	22.6	主事 技師 専任員	3 3 1			
3	主査の職務	10	32.2	主査 所長	2 8	10	32.2	主査級
4	主幹の職務	1	3.2	主幹	1	5	16.1	主幹級
5	高度の知識又は経験を必要とする主幹の職務	4	12.9	主幹（TL）	4			
6	課長又は副参事の職務	3	9.7	課長 所長	2 1	3	9.7	課長級
7	次長又は参事の職務	2	6.5	消防次長 署長	1 1	2	6.5	次長級
8	部長又は理事の職務	2	6.5	事務局長 消防長	1 1	2	6.5	部長級
9	重要な業務を所掌する部長の職務	0	0.0					
合計		31	100.0					

公安職給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計（人）	合計（％）	職名	職名（人）	職制（人）	職制（％）	職制段階
1	係員の職務	122	23.3	係員 専任員	111 11	363	69.4	主事級
2	主任、副主任又は高度の知識若しくは経験を必要とする係員の職務	241	46.1	主任 副主任 専任員	153 62 26			
3	主査、係長又は隊長（以下「主査等」という。）の職務	49	9.4	係長 主査 隊長 主任	16 23 3 7	49	9.4	主査級
4	主幹、分署長又は高度の知識若しくは経験を必要とする主査等の職務	104	19.9	主幹（TL） 主幹 分署長 係長 主査 隊長	12 26 10 23 17 16	104	19.9	主幹級
5	課長又は副署長の職務	4	0.7	課長 副署長	3 1	4	0.7	課長級
6	署長の職務	3	0.6	署長	3	3	0.6	課長級
合計		523	100.0					

技能労務職員等給料表

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計（人）	合計（％）	職名	職名（人）	職制（人）	職制（％）	職制段階
1	技能技師又は技能主事の職務	0	0.0					
2	相当の技能又は経験を必要とする技能技師及び技能主事の職務	2	40.0	専任員	2	5	100.0	技能労務職
3	高度の技能又は経験を必要とする技能技師又は技能主事の職務	0	0.0					
4	高度の技能又は経験を必要とし、困難な業務を行う技能技師又は技能主事の職務	0	0.0					
5	主任技能技師又は主任技能主事の職務	3	60.0	主任技能技師	3			
合計		5	100.0					